

消費者庁特定任期付職員(法曹資格者)の採用について



Q どんな業務がありますか。

消費者庁が所管する法令の解釈・運用・見直し、法・制度の周知活動、訴訟対応業務等、多岐に渡ります。

Q 求められる職歴等はありますか。

応募いただく官職によって異なります。若手から長年民間で働いてきた方まで、幅広い年齢の様々なバックグラウンドを持つ方が活躍しています。

Q 任期について教えてください。

雇用期間は募集要項によって異なりますが、1年から2年の期間が多いです。勤務状況等を勘案して、採用日から5年を超えない範囲内において任期の更新があります。

Q 勤務時間について教えてください。

原則として、1日当たり7時間45分です。

Q 勤務地について教えてください。

応募いただく官職によって異なるため、消費者庁ウェブサイトに掲載している募集要項の勤務地を御参照ください。なお、勤務地は中央合同庁舎4号館(東京都千代田区霞が関3-1-1)又は消費者庁新未来創造戦略本部(徳島県徳島市万代町1-1)のいずれかとなります。

Q 給与額はどれくらいですか。

採用された官職によって異なりますが、想定される給与は以下のとおりです。

【給与例】

特定任期付職員(2号俸の場合)

月給44万0000円+賞与+諸手当(地域手当含む。)

特定任期付職員(3号俸の場合)

月給49万2000円+賞与+諸手当(地域手当含む。)

(※) 令和7年1月現在の例です。給与は「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律」に基づいて支給されます。

Q 応募方法について教えてください。

消費者庁ウェブサイトに掲載している募集要項を御参照いただき、必要書類を所定の宛先へ郵送又はメールにて御提出ください。なお、持参による提出は受付いたしかねます。

OB御紹介



古川 昌平

Furukawa shohei

弁護士60期

当時の部署・役職

消費者制度課・政策企画専門官(併任 表示対策課)

任期 2014年4月～2016年3月(2年)



主な経歴

- 2007年 大江橋法律事務所大阪事務所
- 2016年 大江橋法律事務所東京事務所
- 2022年 景品表示法検討会委員

私は、消費者庁での勤務時代、主に、景品表示法の課徴金制度導入を内容とする2014年11月改正法の立案や、施行準備の職務を担当しました。

入庁時、2013年秋に発生したホテル・レストラン等における「メニュー表示問題」を受け、景品表示法の課徴金制度等に関する専門調査会が消費者委員会に設置され、議論が行われている最中でした。その中で、専門調査会の議論のたたき台となる資料作成、消費者委員会の答申後は法案作成及び内閣法制局との協議、その後の与党審査プロセスでの資料作成等、国会対応業務(いわゆる「問取り」や答弁書作成等)を担当しました。改正法成立以降は、課徴金制度の円滑な運用

に向けた政令、内閣府令、ガイドライン及び庁内用マニュアルの準備等を行いました。

上記を経て、景品表示法に関する知識を多角的に高めることができ、また、法改正に関する一連の流れを体験し、様々な立法・法改正の動向を具体的に把握できるようになりました。加えて、庁内では、他部署のものを含め、消費者行政に関するメールが多く飛び交うなどしておらず、それらを読んで職員同士話をするなどを通じて「生」の消費者行政に触れ、幅広い知識を得ることもできました。具体的な業務を通じて直接的に得る知識・経験に限らず、消費者庁での勤務を通じて得られる「生」の消費者行政に関する知識は、法曹に限らず、どのような業務を行う場合も、きっと役立つものと思います。



染谷 隆明

Someya takaaki

弁護士63期

当時の部署・役職

消費者制度課・課長補佐（適格消費者団体第二担当）
(併任 表示対策課)

任期

2014年7月～2016年3月（1年8か月）



主な経歴

- 2012～14年 株式会社カカクコム法務室
- 2018年 池田・染谷法律事務所設立
- 2023年 国民生活センター商品テスト・分析委員会専門委員（～現任）

私は、景品表示法に課徴金制度を導入する2014年11月改正法の立案・施行準備を担当しました。課徴金制度は、2013年に発生した食品表示等問題の対策パッケージの柱であり、消費者庁にとって喫緊の課題でした。短期間で困難な改正法を立案するチームとして、当時の森まさこ大臣直下に「課徴金制度検討室」が置かれ、私はそこで執務しました。

森元大臣のリーダーシップの下、優れた仲間達と共に、改正法の案文の作成、内閣法制局の予備審査、パブリックコメント、関係団体からの陳情、関係各省との協議、与党プロセス、国会質疑などの対応を行いました。当時の国会は、いわゆる解散風が吹き、

他の法案が軒並み廃案となる中、景品表示法の改正は一般消費者の利益のために必要な法律であるとして、与野党の国会議員が協力して迅速な審議を行い、衆議院解散2日前に潜り込みで改正法が成立するなど最後まで劇的でした。

この経験により消費者法への関心が深まり、2018年に消費者法を中心に取扱う池田・染谷法律事務所を設立しました。現在、東京・大阪・名古屋の3拠点、弁護士20名を超える体制で景品表示法を始めとした消費者法の助言を行っています。消費者庁での勤務経験がその後の活動に大きな影響を与えていました。このような機会をくださったことを感謝しています。



金山 貴昭

Kanayama takaaki

弁護士64期

当時の部署・役職

- ①消費者制度課・政策企画専門官
- ②参事官（公益通報・協働担当）室・政策企画専門官

任期

2021年4月～2022年6月（1年3か月）



主な経歴

- 2011年 森・濱田松本法律事務所（現 森・濱田松本法律事務所外国法共同事業）
- 2019年 テキサス大学オースティン校ロースクール修了
- 2022年 森・濱田松本法律事務所（現 森・濱田松本法律事務所外国法共同事業）

私は、弁護士10年目に任期付公務員として消費者庁で勤務しました。弁護士業務として不正調査などの危機管理業務を主に取り扱っており、公益通報を端緒として企業の不祥事が発覚するケースが多いことから、公益通報に関する専門性を高めるために公益通報者保護法に関する業務に携わることにしました。

着任当時、公益通報者保護法の改正法が成立した直後で、主な業務は、同法の施行準備でした。具体的には、指針やその解説の策定、周知広報などで、政府広報のラジオ番組への出演や地方での講演なども担当しました。また、OECDなどの国際会議における日本国のコメント準備や、オンライン

会議（残念ながらコロナの影響で海外出張はありませんでした。）に出席するなどの業務にも関与しました。

消費者庁での勤務は1年3か月と短かったですですが、公益通報者保護法に関する専門性を高めることができ、現在では多くの企業から内部通報制度の構築や内部通報への対応に関する多くの相談を受け、企業が公益通報者保護法を遵守することを実務の面からサポートできています。また、消費者庁時代の同僚とは、現在も定期的に交流し、共同での執筆なども行っており、このようなつながりも消費者庁での勤務を通じて得られた貴重な財産です。